

平成21年(ワ)第47553号 謝罪広告等請求事件

直送済

原告 樋田 教

被告 国立大学法人東京大学 外2名

準備書面(3)

平成22年8月27日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 清 水 幹



同 溝 内 健



第1 「請求の趣旨変更の申し立て」に対する答弁

1 「請求の趣旨」に対する答弁

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

2 変更の理由に対する認否

否認ないし争う。

第2 被告らの主張

- 1 答弁書及び被告ら準備書面(2)で述べたとおり、「地球温暖化懐疑論批判」「はじめに」「本稿の目的」中の9項目の特徴についての記載は、人為的排出二酸化炭素温暖化説(以下「温暖化説」という。)の信頼性や温暖化問題の重要性につき懐疑的・否定的な議論(以下「懐疑論」という。)に対する一

般的・全体的な評価・論評であり、原告外を名指しして誹謗・中傷・侮辱・個人攻撃しているわけではなく、原告という特定人の社会的評価を低下させるものではない。

したがって、本件において名誉毀損は成立しない。

- 2 百歩譲って、仮に当該記載が原告という特定人の社会的評価を低下させるものであるとしても、同記載は地球温暖化問題という公共の利害に関する事項についての論評を主題とする意見表明であり、その目的は専ら公益を図ることにあり、その前提とする事実は主要な点で真実であり、原告の人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでもない。

したがって、本件において不法行為は成立しない。

以下、当該記載が前提とする事実について、9項目の特徴ごとに代表例を述べる。

- (1) 「既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している」について

懐疑論の中には、「例えば、キーリングのグラフ（乙1・32頁・図6）によると、気温の変化は二酸化炭素濃度の変化よりも半年早く現れる。」ことを証拠の1つとして、「二酸化炭素の温室効果による地球温暖化はなく、気温上昇が二酸化炭素濃度上昇の原因である。」とする議論がある（乙1・32頁・議論14）。

しかしながら、このグラフをもって二酸化炭素の変動が常に気温に追随すると考えるのは拡大解釈である（上記議論は、観測データを誤解あるいは曲解している。）。

なぜなら、このグラフは、キーリングが、二酸化炭素濃度の長期的な上昇傾向（人間活動の影響）を除いた場合の気温上昇と二酸化炭素濃度上昇との関係を明らかにする目的で作成したグラフであり、ある特定の時間スケールにおける気温上昇と大気中の二酸化炭素濃度上昇との相関関係を示したものである。

一方、乙1・33頁・図8は、季節変動の除去以外には特別なデータ処理を行わず、年平均の二酸化炭素濃度・海面水温の時間変化を最も単純な形で比較したものである。

この図8から、海面水温の上昇・下降に関わらず二酸化炭素濃度は一貫して増加していることが分かる。

すなわち、この海面水温の変化に無関係な二酸化炭素増加が、人為起源二酸化炭素の排出によるものなのである。

(2) 「すでに十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する」について

懐疑論の中には、「温室効果ガスの主役は水蒸気である。二酸化炭素が100ppm増えたところで、水蒸気温度の変動幅の範囲内であって、温暖化ガスとしての水蒸気による保温効果を大きく修正することにはならない。」とする議論がある(乙1・53頁・議論26)。

この議論は、温室効果ガスの主役が水蒸気であることを温暖化説は考慮していないと批判するものであるが、温暖化説においても、大気の温室効果をもたらす最大の要因が水蒸気であるということは十分に考慮されている。

温暖化説は、大気の温室効果全体に占める水蒸気の寄与が、雲による吸収の効果も含め80～90%程度であることを前提とした上で、それでもなお、二酸化炭素濃度が産業革命以前と比べ2倍、3倍となれば気候に影響を与えうると考えているのである。

(3) 「多数の事例・根拠に基づいた議論に対して、少数の事例・根拠をもって否定する」について

懐疑論の中には、「そもそも温暖化が起きているかどうかはわからない。なぜならば、温度の観測データがおかしいし、温暖化も止まっている。」とする議論がある(乙1・11頁・議論3)。

この議論は、都市と田舎各1点のデータのみをもって都市部の気温上昇が

見られる一方で田舎では気温上昇が見られないと断言したり、数点だけの気温上昇が見られない地点を殊更に取り上げたり、一部の地域の現象（例：気温低下や降雪量の増大）をとりあげて地球全体で起きている傾向を否定したりするものであり、少数の事例・根拠をもって、多数の事例・根拠に基づいた温暖化説の議論を否定するものである。

- (4) 「定量的評価が進んできている事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する」について

懐疑論の中には、「『人為的に排出された二酸化炭素のうち、大気中にとどまるのが46%、海洋吸収が28%、森林吸収25%』という推定はいい加減。『森林などによる吸収の増加』は、森林伐採や焼き畑などの現状に反している。」とする議論がある（乙1・40頁・議論17）。

この議論は、6つの独立した手法を用いた定量的な分析がなされている事項（海洋炭素量減少の否定）に対して、1つ1つの研究結果に対し具体的な反証を挙げることなく、定性的にとどまる言説を持ち出して否定するものである。

- (5) 「不確かさを含めた科学的理解が進んでいるにも関わらず、不確かさを強調する」について

懐疑論の中には、「20世紀の間に、グローバル・ディミング（地球暗化）と呼ばれる現象が起きている。これは地上に達する太陽放射の減少であり、原因は硫酸エアロゾルと考えられている。この硫酸エアロゾルは、人為起源の温室効果ガスによる温暖化よりも大きな寒冷化をもたらしているはずである。もし、それにもかかわらず気温が上昇しているのならば、温室効果ガス以外にそれよりも大きな温暖化をもたらす要因が働いているはずである。」とする議論がある（乙1・28頁・議論11）。

この議論は、エアロゾルの効果の不確かさを強調するものであるが、これについても近年では定量的な分析が進められており、二酸化炭素による温暖

化を打ち消すようなものではないことがわかっている（不確かさを含めた科学的理解が進んでいる。）。

- (6) 「既存の知見を一方的に疑いながら、自分の立論の根拠に関しては同様な疑いを向けない」について

代表例は上記(3)でも挙げた乙1・11頁・議論3である。

この議論は、数多くのデータがあり、都市化の影響も十分に考慮した既存の知見を一方的に疑いながら、自分の立論の根拠に関しては同様な疑いを向けないものである。

- (7) 「問題となる現象の時間的および空間的なスケールを取り違えている」について

代表例は上記(1)でも挙げた乙1・32頁・議論14である。

この議論は、問題となる現象の時間的なスケールを取り違えている。

- (8) 「温暖化対策に関する取り決めの内容などを理解していない」について

懐疑論の中には、「京都議定書はとてつもない不平等条約である。」とする議論がある(乙1・70頁・議論35)。

しかしながら、京都議定書の数値目標に関して言えば、日本はかなり有利とも考えられる(上記議論は、温暖化対策に関する取り決めの内容などを理解していない。)

イギリスとドイツは、欧州連合(EU)全体での削減数値目標はマイナス8%であるものの、EUの国の中での分担ではさらに厳しい目標を課せられていて、イギリスはマイナス12.5%、ドイツはマイナス21%となっている。

一方、日本は、ほぼ日本だけのための特別権利のようなものとして森林吸収分としてマイナス3.8%を得たため、実質はマイナス2.2%(マイナス3.8+6)とも言えるのである。

- (9) 「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある」について

懐疑論の中には、「人為的に排出された二酸化炭素の大気中滞留時間は短い。」とする議論がある（乙1・42頁・議論18）。

この議論は、「人間活動によって放出された二酸化炭素のうち、約3割が海洋や森林に吸収される」という表現を、「人間活動によって放出された二酸化炭素分子のうちの約3割が選択的に海洋や森林に吸収される」と論理をすり替え、このような論理のすり替えを前提に導かれた議論である。

実際には、「人間活動によって放出された二酸化炭素のうち、約3割が海洋や森林に吸収される」という表現は、「森林や海洋は二酸化炭素を放出したり吸収したりしているが、地球全体では現在正味で吸収となっている。その1年間の吸収量は、同じ年に人間活動によって放出される二酸化炭素量の約3割にあたる」という意味であり、これを前提にすれば、人間活動による二酸化炭素放出が続く限り大気中の二酸化炭素量は増えていくことになるのである。

以上